

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成 26 年 2 月 27 日 (木) 15 時～16 時 15 分
2. 場 所 医療観察法病棟カンファレンス室
3. 出席者 地域自治会代表者委員 8 名、関係自治体等委員 9 名、院内委員 7 名
4. 概 要
 - (1) 病院長挨拶
 - (2) 事務局から資料に基づき説明
 - ・開棟式・内覧会について
 - ・医療観察法病棟の運営状況について
 - (3) 質疑応答

<主な質疑>

委員：外出する際には、GPS機能付きの携帯電話を所持させると説明があったが、対象者が持たないと言った場合は、外出させないのか。

センター→今まで外出された方は、所持していただいている。緊急時の所在確認等のため必要であることを説明し、所持してもらいます。

委員：病気と対象行為の関係は。

センター→対象行為は、心神喪失または心身耗弱の状態でおきたことですが、医療観察法病棟に入院される人は治療すれば回復する見込みのある人です。

このため、治療の見込みのない人はここには入院されません。

鑑定入院時にすでに治療をしており、ここへ入院されるときは、ある程度症状が落ち着いています。

委員：県道に防犯カメラの追加設置はできないか。

センター→防犯カメラについては、センター敷地内に3箇所設置しています。

県道については、こちらで設置することはできないので困難です。

委員：大津市道（松が丘）に歩道照明灯を設置してもらえないか。

センター→当該歩道照明灯の整備については、整備することを前提に本年度予算化していたが、地元である自治連合会内部でも整備することについて、意見がわかれていたことから整備を見送ってきた。

平成 26 年度以降の整備については、国庫補助事業であり、既に医療観察病棟の整備も完了していることから、予算化できるかどうかはわからない。

委員：今まで約 1,700 名が入院され、現在も 670 名が入院されているという説明があったが、その差は退院されているということか。

センター：退院または処遇が終了されているなどです。

委員：急性期エリアに扉が設置されているとの説明をきいたが、どういう状態なのか。

センター：移動式間仕切り壁に扉をつけて仕切っています。

委員：外出訓練が、4 回行われたと書いてあるが、職員は何人付き添ったのか。

センター→1 名ごとに外出訓練を行っており、それぞれ 2 名以上の職員が同行しています。

委員：住民は、精神障害の理解が乏しい。理解してもらうようがんばってもらいたい。

センター→啓発はしているが、引き続き精神障害の理解を深めるよう努めてまいります。

委員：入院期間は 18 か月と説明があったが、これで退院するのか。

センター→18 か月は標準的なケースであり、対象者の治療の進み具合により、これ以上長くなることもあります。

委員：現在、精神医療センターへの法対象者の通院者は何名いるのか。

センター→県内に 6 名の方が通院されておられ、当センターには現在、2 名が通院されています。

委員：無断退去があった場合、消防には連絡がいくのか。

センター→警察と連携し捜索しますが、無断退去となったときは、市町や消防などの関係機関はもちろんのことマスコミにも速やかに情報提供を行います。
また、消防署には救急搬送等の場合には、よろしく願います。

委員：これまで福祉ゾーンネットワークの活動を通じて、センターと地元地先間でいろんなイベントなどを実施し、交流し、良好な関係を築いてきた。

今後も地域づくりの観点から精神医療センターも積極的にこれらの活動に参画してもらいたい。

センター→本当にありがたい。当センターとして積極的に参加させていただきたい。